

# 太良町国民保護計画のポイント

## 計画作成にあたっての基本的な考え方

### 1 基本的人権等への配慮

基本的人権の尊重、指定公共機関及び指定地方公共機関等の自主性の尊重、高齢者や障害者等への配慮事項等について明確に記述した。

### 2 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と相互に密接な連携を図ることについて明確に記述した。

### 3 太良町地域防災計画の活用

町対策本部の構成や職員の参集基準及び情報伝達手段等について、太良町地域防災計画で定める内容を有効に活用することとした。

### 4 県国民保護計画との整合性を重視

県計画との整合性を重視して計画を作成することとした。

### 5 平素からの備えや予防

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、町職員の平素からの業務及び参集基準等を明確に記述した。

### 6 初動体制の整備

事案発生当初は、その被害原因が明らかでないことも多いと考えられることから、県との密接な連絡体制を構築等のために県と同様な初動体制を整備することとした。

## 主な計画事項

### 1 初動対応

(1) 国による町対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前に町として迅速かつ的確に初動対応するため、【緊急事態連絡室】【緊急事態対策本部】を設置する。

### 2 武力攻撃事態等への対処

(1) 町対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や職員における業務について明確化した。  
(2) 武力攻撃による災害が発生した場合、被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、関係機関の活動を円滑に調整する現地調整所の設置について定めた。

### 3 広報

(1) 武力攻撃事態等においては、広報責任者を設置し情報の一元化を図るとともに迅速で正確な情報提供に努める。